

Z—61—F

消費税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験開始後1時間及び試験終了前10分間は退場できません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
鉛筆、赤のインキ及び修正液(修正テープを含む。)を用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に記載してください。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 試験問題は、平成23年4月18日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「F1～F11」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点 —

問 1 以下の①から③の各問に答えなさい。

- ① 消費税法では、国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課することとされている。

そこで、次の用語の意義について、それぞれ述べなさい。

イ 国内

ロ 資産の譲渡等(資産の譲渡等とみなされる行為についても触れなさい。)

(注) 消費税法施行令に規定する部分については触れる必要はない。

- ② 国内に本店を有する A 社は、非居住者である外国法人 X 社から金型製造の注文を受け、これを国内の下請け会社である B 社に製造を発注した。その後、当該金型の完成品を B 社から納品を受けた A 社は、自らの名義で X 社向けに輸出して販売した。

また、A 社は、当該金型の輸出に際して、航空貨物として輸出することとした。そこで運送会社 C 社に対し貨物の積み込み場所である保税地域への搬入までを依頼し、運送料 100,000 円を支払った。保税地域への搬入後、輸出業者 D 社に対し、所轄税関長へ輸出申告と輸出許可を受けた後の貨物の運送・積み込み作業を依頼し、輸出申告手数料と運送・積み込み料の合計額 105,900 円を支払っている。

上記の各取引における消費税法の適用関係について述べなさい。

なお、消費税法の適用を受けるに当たって、必要な要件がある場合には、その要件についても記載しなさい。

(注) 消費税法上の仕入税額控除に関する規定及び消費税法施行規則第 5 条に定める証明事項としての記載事項に係る規定については触れる必要はない。

- ③ 消費税の課税事業者である宗教法人 Y は、信者からの寄附金を募り、本堂の屋根の葺き替え工事を行うこととなった。

Y は、駐車場業も営んでおり、当課税期間(平成 23 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日)における駐車場営業に伴う収入が 2,100 万円、本件寄附金による収入が 3,000 万円であった。また、本件工事は当課税期間中に完了しており、その費用は 4,200 万円であったことから、本件寄附金の全額と、残額は駐車場営業から得た収入を充てることとした。

Y における収入と支出については、上記に記載したものが全てであるとした場合の Y における消費税法の仕入税額控除の規定の適用関係について述べなさい。

なお、Y は消費税法第 37 条第 1 項に規定する簡易課税制度の適用を受けてはいない。

(注) 消費税額の計算を行う必要はない。

問 2 次の問に答えなさい。

- ① 個人である甲は、新たに事業を行うこととして、その適用開始課税期間を平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日とする「消費税課税事業者選択届出書(消費税法第 9 条第 4 項に規定する届出書)」を平成 23 年 4 月 15 日に提出して課税事業者となった。その上で、課税事業者となった年又はその翌年に調整対象固定資産の課税仕入れを行った場合
- ② 平成 23 年 4 月 1 日に資本金 1,000 万円で事業年度が 1 年間(決算期日が 3 月末日)である法人を設立して事業を開始した。その上で、その設立の事業年度又はその翌事業年度に調整対象固定資産の課税仕入れを行った場合

上記の①、②のそれぞれの場合における、消費税法の適用関係について述べなさい。

また、それぞれの場合に課税仕入れを行った調整対象固定資産について、その仕入れを行った日から 2 年以内に売却等により処分した場合についても言及しなさい。

(注) いずれの場合も消費税法第 19 条第 1 項第三号から第四号の二までに規定する課税期間の特例の規定の適用は受けていない。また、それぞれの場合において、課税売上割合が 95 % 未満である場合の仕入控除税額の調整規定及び調整対象固定資産の意義については触れる必要はない。

〔第二問〕 —50点—

株式会社甲(以下「甲社」という。)は、不動産の販売及び賃貸業を営んでいる法人であり、甲社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの課税期間(以下「当課税期間」という。)に関連する取引等の状況は、次の【資料】のとおりである。

これに基づき、当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額(以下「納付税額」という。)をその計算過程(判断を要する部分については、その理由を含む。)を示して計算しなさい。解答は、答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。

なお、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。

- 1 甲社は、会計帳簿における経理処理について、すべて消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んだ金額により経理(以下「税込経理」という。)していたが、当課税期間より、すべての取引を消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理(以下「税抜経理」という。)する方式に変更した。

なお、税抜経理を行うに当たっては、取引の相手方に交付した又は取引の相手方から交付を受けた請求書、領収書等に消費税等の額が区分して記載があるものについては、その記載に基づき、それ以外のものについては、甲社の経理担当者が帳簿に記載する際に区分し、区分した消費税等は「仮払消費税等」勘定又は「仮受消費税等」勘定で経理されている。

- 2 取引等は、特に断りのある場合を除き、国内において行われたものである。
- 3 納付税額の計算に当たって、消費税法の規定に基づき適用される計算方法が2以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる方法を採用するものとする。

なお、課税標準額に対する消費税額の計算に当たっては、消費税法施行規則の一部を改正する省令(平成15年財務省令第92号)附則第2条第2項及び第3項(課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置)の規定は適用しないものとする。また、課税標準額に対する消費税額から控除する仕入れに係る消費税額の計算に当たっては、消費税法第30条(仕入れに係る消費税額の控除)の規定により計算するものとする。

- 4 前課税期間まで課税売上割合が95%未満となる場合の課税期間については、個別対応方式(消費税法第30条第2項第1号に規定する計算方法)により仕入れに係る消費税額の計算を行っており、当課税期間についても個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われているものとする。

なお、課税売上割合に準ずる割合の承認は受けていない。

- 5 甲社は、課税事業者選択届出書(消費税法第9条第4項に規定する届出書)及び簡易課税制度選択届出書(消費税法第37条第1項に規定する届出書)を提出したことはない。
- 6 当課税期間中の中間申告により納付すべき消費税額は、仮払金として経理されているが、当課税期間中の中間申告に当たっては、消費税法第43条(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)の規定を適用した仮決算による中間申告書は提出されていない。

7 課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等は、法令に従って保存されている。

【資料】

1 甲社は、平成 22 年 1 月 5 日に代表者個人が営んでいた不動産販売業を法人成りし設立した資本金の額が 800 万円の法人であり、前事業年度(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)から新築住宅の分譲販売を行っている。また、平成 22 年 8 月 1 日に、不動産賃貸業を営んでいた乙株式会社(以下「乙社」という。)を吸収合併し、資本金の額が 3,000 万円となった。

甲社及び乙社の前事業年度以前の取引状況は次のとおりである。

甲社(合併法人) (単位：円)

取引の状況	自平成 22 年 1 月 5 日 至平成 22 年 3 月 31 日 (前々事業年度)	自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 22 年 7 月 31 日	自平成 22 年 8 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日
	(前事業年度)		
I 資産の譲渡等の金額	26,733,465	152,854,073	305,708,147
I のうち非課税取引に係るもの	25,000,065	75,191,963	147,383,927

乙社(被合併法人) (単位：円)

取引の状況	自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日 (前々々事業年度)	自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日 (前々事業年度)	自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 22 年 7 月 31 日 (前事業年度)
	I 資産の譲渡等の金額	66,780,963	188,334,444
I のうち非課税取引に係るもの	55,440,963	55,941,234	18,480,000

※ 乙社は、前事業年度(平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 31 日まで)まで継続して課税事業者であり、会計帳簿における経理処理はすべて税込経理方式により処理している。

2 甲社の前事業年度に係る消費税額 3,600,000 円並びに乙社の前事業年度に係る消費税額 400,000 円及び乙社の前々事業年度に係る消費税額 120,000 円は、それぞれの事業年度に係る確定申告(期限内申告)により確定したものであり、甲社はこれらに基づいて当課税期間における中間申告により納付すべき消費税額を計算し、中間申告を行っている。

3 甲社の当課税期間における損益計算書の内容並びに損益計算書科目に係る「仮払消費税等」及び「仮受消費税等」勘定の金額は、次のとおりである。

(単位：円)

損益計算書 自平成 23 年 4 月 1 日 至平成 24 年 3 月 31 日	左の科目に係る	
	仮払消費税等	仮受消費税等
【売上高】	1,118,643,082	

不動産販売収入	977,505,522		24,531,385
不動産賃貸収入	127,137,560		3,788,878
その他売上高	14,100,250		705,012
売上値引戻り高	△ 100,250		△ 5,012
【売上原価】		825,637,226	
期首棚卸高	1,145,387,465		0
土地仕入高	349,188,986		2,425,449
建物仕入高	415,191,961		20,759,598
その他仕入高	8,831,414		441,570
仕入値引戻り高	△ 2,560,068		△ 128,002
合計	1,916,039,758		
期末棚卸高	△ 1,090,402,532		0
売上総利益		293,005,856	
【販売費及び一般管理費】		217,211,049	
給与手当	78,352,846		0
法定福利費	10,185,760		0
福利厚生費	4,551,033		220,551
旅費交通費	2,963,065		142,153
通信費	1,637,464		81,872
交際費	3,073,469		60,775
減価償却費	10,559,307		0
賃借料	4,032,000		201,600
保険料	2,958,880		0
修繕費	8,699,530		434,226
水道光熱費	15,178,259		758,913
租税公課	37,161,626		0
支払手数料	12,494,842		423,444
諸会費	203,000		7,850
貸倒損失	989,639		△ 49,481
貸倒引当金繰入額	422,440		0
その他の販売費及び一般管理費	23,082,589		1,154,129
営業利益		75,794,807	
【営業外収益】		2,192,414	
受取利息	49,414		0
受取配当金	16,000		0

雑収入	2,127,000		70,350
【営業外費用】		52,590,688	
支払利息	52,590,688		0
経常利益		25,396,533	
【特別利益】		25,000,000	
保険金収入	25,000,000		
【特別損失】		26,953,404	
損害賠償金	26,953,404		0
税引前当期利益		23,443,129	

4 損益計算書の内容に関して付記すべき事項は、次のとおりである。

なお、課税仕入れについて、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(以下「その他の資産の譲渡等」という。)にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの(以下「共通課税仕入れ」という。)の区分については、特に記載のあるものを除き、資産の譲渡等との対応関係が明確であるものは課税資産の譲渡等にのみ要するもの又はその他の資産の譲渡等にのみ要するものとし、これら以外のものは共通課税仕入れとする。

(1) 「不動産販売収入」の内訳は、次のとおりである。

- ① 土地の販売収入 90,800,000 円
- ② 新築住宅の分譲販売収入
土地 395,069,980 円、建物 486,787,707 円(仮受消費税等 24,339,385 円)
- ③ 上記②の販売時に土地に係る固定資産税の未経過分の精算金として受け取った金額
1,007,835 円

固定資産税は1月1日現在の所有者に課される保有税であり、甲社は、販売時以降の期間に対応する金額を固定資産税の未経過分の精算金として、販売代金とは別途に購入者から受け取っている。なお、甲社は分譲時に所有名義変更等の手続は適正に行っている。

- ④ 仲介手数料収入 3,840,000 円(仮受消費税等 192,000 円)
甲社は、不動産売買の仲介業務も行っており、この仲介料は土地の売買に係るものである。

(2) 「不動産賃貸収入」の内訳は、次のとおりである。

甲社は、店舗事務所専用のテナントビル1棟(以下「テナントビル」という。)と1階が店舗の居住用マンション1棟(以下「マンション」という。)を合併により乙社から承継し、賃貸の用に供している。なお、各用途はすべて賃貸借契約記載の用途どおりに使用されている。

- ① テナントビルに係る賃貸料収入 60,000,000 円(仮受消費税等 3,000,000 円)

② 水道光熱費として上記①のテナントビルの賃借人から受け取った金額

4,977,560 円(仮受消費税等 248,878 円)

③ マンションに係る賃貸料収入

店舗 10,800,000 円(仮受消費税等 540,000 円)、居住用 51,360,000 円

(3) 「その他売上高」は、新築住宅に係る住宅設備の販売代金である。

(4) 「売上値引戻り高」は、上記(3)に係る売上値引きである。

(5) 「土地仕入高」の内訳は、次のとおりである。

① 販売用土地の購入代金 72,000,000 円

② 分譲住宅用土地の購入代金 228,680,000 円

③ 土地造成費 48,508,986 円(仮払消費税等 2,425,449 円)

この造成費の内訳は、販売用土地に係るもの 4,600,000 円(仮払消費税等 230,000 円)と分譲住宅用の土地に係るもの 43,908,986 円(仮払消費税等 2,195,449 円)である。なお、造成工事はすべて完了し引渡しを受けている。

(6) 「建物仕入高」は、すべて分譲住宅の建築代金であるが、まだ引渡しを受けていない未成工事代金 13,000,000 円(仮払消費税等 650,000 円)が含まれている。また、「期首棚卸高」に前期にまだ引渡しを受けていなかった未成工事の支出金 23,100,000 円が含まれており、当期に引渡しを受けている。なお、甲社は、未成工事支出金に係る課税仕入れの時期については、消費税法第 30 条第 1 項第 1 号の規定により課税仕入れを行った日に仕入税額控除を行っている。

(7) 「その他仕入高」は、上記(3)に係る住宅設備の仕入代金である。

(8) 「仕入値引戻り高」の内訳は、次のとおりである。

① 販売用土地に係る土地造成費の値引き 64,286 円(仮払消費税等 3,214 円)

② 分譲住宅用土地に係る土地造成費の値引き 2,213,050 円(仮払消費税等 110,652 円)

③ 住宅設備の仕入れに係る値引き 282,732 円(仮払消費税等 14,136 円)

(9) 「給与手当」78,352,846 円には、人材派遣会社に支払った労働者派遣料 6,639,520 円が含まれている。

(10) 「法定福利費」は、すべて社会保険料及び労働保険料である。

(11) 「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。

① 旅行会社に支払った社員慰安のための国内旅行費用

1,778,000 円(仮払消費税等 88,900 円)

② 上記①の旅行直前にキャンセルした社員に係る違約金 34,750 円

③ ②に係る取消事務手数料 5,250 円

④ 社員に対する結婚祝い金 100,000 円

⑤ 社員への食事の現物支給として給食会社に支払ったもの

2,633,033 円(仮払消費税等 131,651 円)

(12) 「旅費交通費」の内訳は、次のとおりである。

- ① 国内出張に係る旅費 220,800 円(仮払消費税等 11,040 円)及び日当 120,000 円
- ② 新入社員の甲社への就職に伴う転居のための旅費 76,500 円(仮払消費税等 3,825 円)なお、この金額はその転居に伴う旅費として通常必要と認められる金額である。
- ③ 社員の通勤手当 2,545,765 円(仮払消費税等 127,288 円)
- (13) 「通信費」には、郵便局で購入した切手の購入費 285,715 円(仮払消費税等 14,285 円)が含まれている。なお、甲社は、切手を購入した日の属する課税期間の課税仕入れとして継続して処理している。その他は、すべて課税仕入れに該当する。
- (14) 「交際費」の内訳は、次のとおりである。
- ① 分譲住宅の造成に係る交通障害や騒音などの近隣対策として支払った地域住民への見舞金 800,000 円
- ② 取引先役員の親族の葬儀での供花代 47,250 円
- ③ 取引先へのお中元・お歳暮用にディスカウントショップで購入した商品券及びビール券 487,500 円
- ④ 取引先とのゴルフプレー代金等 523,200 円(うち領収書等で明確に区分されたゴルフ場利用税 19,200 円が含まれている。)
- ⑤ その他課税仕入れ 1,215,519 円(仮払消費税等 60,775 円)
- (15) 「賃借料」の内訳は、次のとおりであるが、すべて課税取引として処理されている。
- ① 車両のリース料 3,600,000 円(仮払消費税等 180,000 円)
- このリース料は、車両 4 台のリース契約(すべて平成 22 年 4 月契約及び引渡し、リース期間 3 年、リース料総額 10,800,000 円、消費税等の額 540,000 円)に係る 1 年分のリース料である。当該リース契約は、リース期間終了時にリース資産の処分価額を賃借人が保証するという残価保証の規定があるオペレーティングリース取引に該当し、残価保証額は 1 台当たり 1,200,000 円(4 台合計 4,800,000 円)である。
- ② 事務機のリース料 432,000 円(仮払消費税等 21,600 円)
- このリース料は、乙社から合併により承継した事務機のリース契約(平成 22 年 2 月契約及び引渡し、リース期間 6 年、リース料総額 2,592,000 円、消費税等の額 129,600 円)に係る 1 年分のリース料である。当該リース契約は所有権移転外ファイナンスリース取引に該当し、消費税において資産の譲渡(売買)として取り扱われるものであり、乙社はリース資産の引渡しを受けた日の属する課税期間において一括して仕入税額控除を行っている。
- (16) 「保険料」は、すべて課税取引以外のものである。
- (17) 「修繕費」の内訳は、次のとおりである。
- ① マンションの外壁塗装などの大規模修繕工事に係るもので通常の維持管理に必要とされるもの 8,500,000 円(仮払消費税等 425,000 円)
- ② 所有車両の車検に係る費用 199,530 円(仮払消費税等 9,226 円)
- この金額には、自動車重量税 15,000 円が含まれている。

- (18) 「水道光熱費」は、すべて課税取引に該当する。
- (19) 「租税公課」は、すべて課税取引以外のものである。
- (20) 「支払手数料」には、次のものが含まれているが、この他の1,155,610円(仮払消費税等57,748円)はすべて共通課税仕入れに該当する。
- | | |
|------------------------------------|----------------------------|
| ① 分譲住宅の販売に係る仲介手数料 | 6,613,932円(仮払消費税等330,696円) |
| ② 販売用土地の取得に係る不動産登記費用として司法書士に支払った報酬 | 761,600円(仮払消費税等10,000円)。 |
- この報酬には領収書等により明確に区分された登録免許税561,600円が含まれている。
- | | |
|------------------------------------|----------------------------|
| ③ 分譲用土地の取得に係る不動産登記費用として司法書士に支払った報酬 | 2,283,700円(仮払消費税等25,000円)。 |
|------------------------------------|----------------------------|
- この報酬には領収書等により明確に区分された登録免許税1,783,700円が含まれている。
- | | |
|------------------------|------------|
| ④ 借入金に係る信用保証協会に支払った保証料 | 1,680,000円 |
|------------------------|------------|
- (21) 「諸会費」の内訳は次のとおりである。
- | | |
|---------------------|------------------------|
| ① 甲社名義のクレジットカードの年会費 | 24,000円(仮払消費税等1,200円) |
| ② リゾートクラブの運営管理費 | 133,000円(仮払消費税等6,650円) |
- 甲社は、社員の福利厚生を目的としてリゾートクラブ(6(2)参照)に法人契約にて加盟している。
- | | |
|---|---------|
| ③ 同業者団体へ支払った通常会費36,000円及び研修会費(研修受講・テキスト代) | 10,000円 |
|---|---------|
- (22) 「貸倒損失」の内訳は次のとおりである。
- | | |
|---|-------------------------|
| ① 甲社が平成22年5月に販売した住宅設備代金 | 950,000円(仮受消費税等47,500円) |
| ② 乙社が賃貸していたテナントビルの平成22年7月分の水道光熱費に係る未収入金 | 39,639円(仮受消費税等1,981円) |
- (23) 「その他の販売費及び一般管理費」は、すべて共通課税仕入れに該当するものである。
- (24) 「受取利息」は、すべて預金利息であり、国税9,265円及び地方税3,088円が控除された手取り金額である。
- (25) 「受取配当金」は、信用金庫への出資金に係るものである。
- (26) 「雑収入」の内訳は次のとおりである。
- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| ① テナントビルに設置している自動販売機の設置手数料 | 139,800円(仮受消費税等6,990円) |
| ② (11)④に係る社員から受け取った給食代 | 1,267,200円(仮受消費税等63,360円) |
| ③ 社員から受け取った社宅家賃 | 720,000円 |
- (27) 「支払利息」は、すべて借入金に係る利息である。
- (28) 「保険金収入」は、販売した分譲住宅の一部に瑕疵があり、住宅瑕疵担保責任保険から受け取った保険金である。

(29) 「損害賠償金」は、(28)に係る分譲住宅等について補修等を行った費用で、建築会社に支払ったものである。なお、補修等の費用は造成した宅地に係るものと建物に係るものの合計であり、請求書等で明確に区分されていない。

5 甲社の当課税期間末日の貸借対照表(抜粋)の内容及び金額は、次のとおりである。

(単位：円)

貸借対照表(抜粋)			
平成 24 年 3 月 31 日			
(借 方)		(貸 方)	
【流動資産】		【流動負債】	
仮払消費税等	27,826,628	仮受消費税等	29,041,132
【固定資産】		【純資産の部】	
建物	333,076,625	資本金	30,000,000
建物附属設備	9,322,925		
構築物	885,938		
器具備品	792,669		
土地	615,400		
【投資等】			
会員権	8,400,000		

6 貸借対照表の内容に関して付記すべき事項は、次のとおりである。

(1) 甲社の固定資産台帳は次のとおりである。なお、固定資産については、すべて課税業務用から非課税業務用又は非課税業務用から課税業務用への転用は行っていない。

(単位：円)

種類	構造・細目		取得年月	取得価額	減価償却額	期末簿価
建 物	A	マンション	H 15.4	255,000,000	5,049,000	209,559,000
	B	テナントビル	H 21.4	123,000,000	2,988,900	114,033,300
	C	リゾート建物	H 24.3	9,500,000	15,675	9,484,325
	小 計				8,053,575	333,076,625
建物附属設備	D	電気設備等(マンション)	H 15.4	23,600,000	981,901	5,932,899
	E	電気設備等(テナントビル)	H 21.4	5,865,000	679,633	3,390,026
	小 計				1,661,534	9,322,925
構 築 物	F	広告用看板	H 22.1	1,680,000	295,312	885,938
	小 計				295,312	885,938
器 具 備 品	G	エアコン(マンション)	H 15.4	4,200,000	42,000	84,000
	H	エアコン(テナントビル)	H 21.4	5,000,000	506,886	708,669
	小 計				548,886	792,669
合 計					10,559,307	344,078,157

【付記事項】

- ・ F(広告用看板)以外の固定資産は、すべて乙社から合併により承継した資産であり、乙社は、継続して個別対応方式により課税仕入れに係る消費税額の計算を行っていた。
- ・ Cリゾート建物は、下記(2)会員権に係るものである。
- ・ Gエアコン(マンション)は、38台分である。
- ・ Hエアコン(テナントビル)は、14台分である。

(2) 「会員権」は、当期に会員権業者から募集により取得した所有権付の会員権である。取得に要した金額の内訳は次のとおりであり、③と④を「会員権」として処理している。

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ① 土地代金 | 615,400円 |
| ② 建物代金 | 9,500,000円(仮払消費税等475,000円) |
| ③ 保証金(退会時に返却される) | 1,050,000円 |
| ④ 登録料 | 7,350,000円(仮払消費税等367,500円) |